

「架け橋期^(※)のカリキュラム」づくりのポイント

(幼保小が、子供をまんなかにして互いの教育内容を話し合い、一緒にカリキュラムを作っていく取組)

本資料は、R4年度に県教育委員会が文部科学省から受託して実施したモデル事業の実践を踏まえ、取組の進め方の参考としてまとめたものです。
(※)幼保小が協働して、期待する子供像や育みたい資質・能力、園で展開される活動や小学校の生活科を中心とした各教科等の単元構成等を明確化したもの (R5.2.27中央教育審議会初等中等教育分科会「学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について」)

1 市町村における意思決定

- 所管や部局の枠を越えて取り組むことについて、市町村として意思決定する
- 各所管課で担当者を配置する

2 園・校との合意の形成

- 市町村担当者が各園・校に趣旨を説明するなどして、設置者(国公立・私立)、施設類型(保育所・幼稚園・認定こども園等)に関わらず、校区内のすべての施設と「子供をまんなかにして互いの教育内容を率直に話し合う取組」を進めることについて合意を得る

3 市町村による「話し合い」の体制整備

- 市町村が事務局の役割を担う(保幼と小とで所管や部局が異なる場合は双方が役割分担しつつ協力して進める)
- 施設と相談のうえ、校長と園長・担任同士等による会議体の設置やカリキュラム作成に向けた年間計画を作成する

すでに実施している会を利用しましょう。

4 「子供をまんなかにして互いの教育内容を話し合う」取組開始

(1) 校区内の「めざす子供像」を決める

- 校区内の子どもの「よさ」と「課題」を出し合い、どのような子供を育てたいか「めざす子供像」を決める
 - ・市町村の方針や園・小学校の教育目標、子供の実態、保護者や地域の願いなどを踏まえて決める
 - ・コミュニティスクールの「めざす姿」など既存のものを活用することも可能
- 「めざす子供像」に関連する子供の具体的な姿を出し合う

(2) 育みたい力を共有する

- 「めざす子供像」実現のために育みたい資質や能力について、3指針・要領及び小学校学習指導要領の「3つの資質・能力」「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」等を手掛かりにしながら明確にして共有する
 - ・0から18歳(12歳)までを見通した学びの連続性にも配慮する

(3) 互いの教育内容を話し合う **←ここが重要!**

- 教育内容や指導方法を伝え合い、幼児期の学びが小学校の学習にどのようにつながっているか互いに理解を深める
 - ・校内研修・園内研修の相互参加などにより、実際の子供の姿の事例を通して話し合うこと
- 「めざす子供像」に向けて、子供たちに必要な「園での活動や経験」(指導計画等)や「単元構成等」(教育課程等)は何か、共通の視点をもって出し合う

(4) 話し合いを踏まえて、「架け橋期(5歳児～小1の2年間)のカリキュラム」を一緒に作る

- これまでの話し合いを踏まえて、事務局が中心となって「架け橋期のカリキュラム」をとりまとめる

「架け橋期のカリキュラム」完成

モデル地域の「架け橋期のカリキュラム」を活用しつつ、園と学校が協働して、各地域にあった「架け橋期のカリキュラム」を作成することもできます。



- ・学校運営協議会
- ・保幼小連絡会

- ・校区内保幼小合同研修
- ・授業研究
- ・園内研修への参加(協議にも参加)
- ・交流活動などの打合わせ実施・振り返りの会

- ・一日入学の打合せ振り返りの会
- ・引き継ぎ会

5 架け橋期のカリキュラムを実践・評価・改善していく取組の定着

- 「子供をまんなかにして互いの教育内容を話し合う」を継続し、「架け橋期のカリキュラム」を実践・評価・改善していく仕組みを定着させる

話し合い
(評価・改善)



実践

こども
まんなか